

千葉県感染症対策連携協議会運営要綱

（趣旨）

第1条 本県における感染症対策について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）に基づき、予防計画を定め、平時から関係機関間の連携を図り、感染症発生・まん延時の対応に関する枠組みの構築を推進するため、千葉県感染症対策連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- （1）本県の新たな感染症発生を見据えた感染症対策のあり方に関する事
- （2）予防計画に関する事
- （3）その他必要な事項に関する事

（構成員）

第3条 協議会は、別表に掲げる構成団体に所属する者をもって構成する。

- 2 構成団体は、その役員又は職員の中から、委員を推薦するものとする。
- 3 委員はやむを得ない事情があるときは、代理者を出席させることができる。

（組織）

第4条 協議会には、会長及び副会長各1名を置き、構成員の互選により定める。

- 2 会長は、座長として協議会の議事を進行する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

（会議）

第5条 協議会は、必要に応じて千葉県健康福祉部疾病対策課が招集する。

- 2 県が必要と認めるときは、委員以外の者に対して資料を提出させ、又は会議への出席を求め意見を聴くことができる。

（協議結果の尊重義務）

第6条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

（部会）

第7条 検討内容に応じ、協議会に部会を置くことができる。

- 2 部会の運営に関して必要な事項は、別に定めるところによる。

（事務局）

第8条 協議会の事務局は、千葉県健康福祉部疾病対策課に置く。

（その他）

第9条 この運営要綱に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は協議会が定める。

- 2 協議会は地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく、法律又は条令により設置

された附属機関ではない。

附 則

1 この運営要綱は、令和5年8月8日から施行する。

別表（第3条）

区分	構成団体
保健所設置市	千葉市
	船橋市
	柏市
消防機関	千葉県消防長会
感染症指定医療機関	成田赤十字病院
	国際医療福祉大学成田病院
	千葉大学医学部附属病院
	（地独）総合病院国保旭中央病院
診療に関する学識経験者の団体等	（公社）千葉県医師会
	（一社）千葉県歯科医師会
	（一社）千葉県薬剤師会
	（公社）千葉県看護協会
	（一社）日本病院会千葉県支部
その他の関係機関	千葉県市長会・千葉県町村会
	成田空港検疫所
	（一社）千葉県高齢者福祉施設協会
都道府県	千葉県